

北薩地域元気応援プロジェクト募集要項

1 趣旨

この事業は、北薩地域（阿久根市、出水市、薩摩川内市、さつま町及び長島町の区域をいう。以下同じ。）に主たる事務所または活動の拠点を置く地域コミュニティ組織、観光団体、商工団体、NPO法人、ボランティア団体その他、これらの団体から構成される実行委員会等を含む団体（以下、「団体等」という。）に類する団体が北薩地域元気応援プロジェクト実施要領（以下、「要領」という。）、鹿児島県補助金等交付規則及び鹿児島県地域振興推進事業補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）に基づき実施する。

2 対象となる事業（補助条件）

対象事業は、以下の要件に該当する事業とします。

- (1) イベント開催、地域資源（食や特産品など）活用による観光振興、観光・交流の促進、伝統行事継承・普及、買物弱者支援、空き家活用、地元食材活用など、「北薩地域 地域振興の取組方針（改訂版）」に記載する取組の基本方針に沿った事業であること。
- (2) 北薩地域で実施する事業又は北薩以外で実施する場合は、北薩地域のPRや関係人口の創出（対象は北薩地域に限る。）などにつながる事業であること。
- (3) 補助金の交付決定日以前に着手していない事業であること。
- (4) 団体等が新たに実施するもの又は既存の事業を発展的向上・拡大するものであること。
- (5) 実施する事業について、イベントを開催するものについては、幅広い地域（2以上の市町）からの参加等が期待できること。
- (6) 団体等が自主的に取り組み、かつ公益的な事業であり、構成員の相互の利益（共益）や、特定の個人又は団体等の利益（私益）を目的とするなど、受益者が特定される事業でないこと。
- (7) 当該事業が一過性ではなく、団体等が事業終了後も事業成果を生かした取組を継続的に行うことが見込まれるものであること。
- (8) 同一年度において、他の事業等から補助を受けないこと（ただし、他の事業等で不採択となったものは対象となる）。

【補助の対象とならない事業例】

- ・ 営利活動を目的とする事業（物販中心のイベント等）
- ・ 収入額が支出額を上回る事業
- ・ 物品の購入や施設の整備のみを対象とした事業（自治会用掲示板、AEDの購入等）
- ・ 懇親や娯楽のみを目的とする事業（慰安旅行、カラオケ大会等）
- ・ 宗教的・政治的宣伝意図のあるもの
- ・ 参加の機会がスポーツサークル活動等、一部の参加者に限られる場合
- ・ 効果が一時的で継続的な事業執行を必要とする事業（草刈り等）
- ・ 一括して業者に委託する事業
- ・ 周年記念のみを目的とする事業（自治会〇周年記念事業等）

※ 上記以外にも補助の趣旨に沿わないと判断される事業は補助の対象外とする。

3 応募条件

事業主体は、北薩地域の団体等で、次の要件に該当する団体とします。

事業主体は、団体等と北薩以外を含む企業や大学等の研究機関及び他の団体等を構成員とする共同事業体による応募も可能としていますが、この場合、共同事業体の全ての構成団体が本応募資格を満たしている必要があります。

また、補助金の承認及び内示以後、次の要件を満たしていないことが判明した場合、補助金の承認及び内示や交付決定の取消し、補助金返還命令等を行う場合があります。

- (1) 北薩地域に主たる事務所又は活動の拠点を有すること。ただし、共同事業体における企業や大学等の研究機関及び代表団体以外の団体等にあつてはこの限りではない。
- (2) 定款もしくは規約・会則を定めており、かつ代表者が明らかであること。
- (3) 明確な会計経理を実施していること又は実施できると認められること。
- (4) NPO法人にあつては特定非営利活動促進法第29条に定められる事業報告書等を所管庁に提出していること。
- (5) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 宗教活動や政治活動を目的とする団体

イ 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦・支持・反対することを目的とする団体

ウ 暴力団

エ 役員等が、暴力団員等であると認められる法人等

オ 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している法人等

カ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している法人等

キ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等

ク 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等

ケ 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人等

コ 県税に未納がある者

- (6) 上記(5)のウからケまでに掲げる用語の意義は、以下に定めるところによります。

ア 暴力団

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。

イ 暴力団員等

鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。

ウ 法人等

法人その他の団体をいう。

エ 役員等

次に掲げる者をいう。

(7) 法人にあっては、非常勤を含む役員、支配人、営業所等（営業所、事務所その他これらに準じるものをいう。以下この号において同じ。）を代表する者その他いかなる名称を有するものであるか問わず法人の経営を行う役職にある者又は経営を実質的に支配している者

(イ) 法人格を有していない団体にあっては、代表者、理事、その他(7)に掲げる者と同等の責任を有する者

4 補助金額

補助率：補助対象経費の2分の1以内（千円未満切り捨て）

補助金額：1事業あたり300千円以内

※ 事業実施に伴い収入がある場合は、予めその金額を収支予算書（応募書類 別紙2）に記載してください。補助対象経費は、これらの収入を除いた額（事業の実施主体が負担する額が対象）になります。

※ 事業主体が消費税法及び地方税法の課税事業者（消費者法第9条第1講本文及び地方税法第72条の78の規定により消費税及び地方消費税を納める義務が免除される事業者でない者）の場合は、消費税を含まない額が補助対象経費になります。

5 事業の実施期間

補助金の交付決定日から令和8年3月13日（金）までを対象とします。

6 対象となる経費

事業を実施するために直接必要となる経費です。

○補助対象経費

項目	内容
報償費	講師等謝金、出演料、指導料 等
旅 費	交通費・宿泊費 等
需用費	印刷製本費、消耗品費、食料費 等
役務費	通信運搬費（郵券類等）、制作費、宣伝費、手数料、保険料 等
使用料・賃借料	会場借上料、車両借上料、機械借上料 等
委託料	運営委託、音響委託、警備委託、配信委託 等 （直接実施するより他の者に委託して実施させた方が効率的なもの）
賃 金	外部からのアルバイトに対する賃金等

【補助の対象とならない経費】

- ・ 申請団体に属する職員等に対する人件費
- ・ 団体等の経常的な運営経費（事務所の賃貸料・光熱水費・燃料費）
- ・ 内部関係者の打合せの飲食費や交流会・懇親会費用（外部講師や外部ボランティアの弁当代等食料費は対象）
- ・ 備品購入など個人・団体等の資産形成に資するもの
- ・ 航空・列車等運賃の特別料金（ファーストクラス料金、グリーン料金等）
- ・ 施設の改修・維持修繕費（ただし、多目的への転用や機能向上を伴うものについては対象となる場合もあります。）

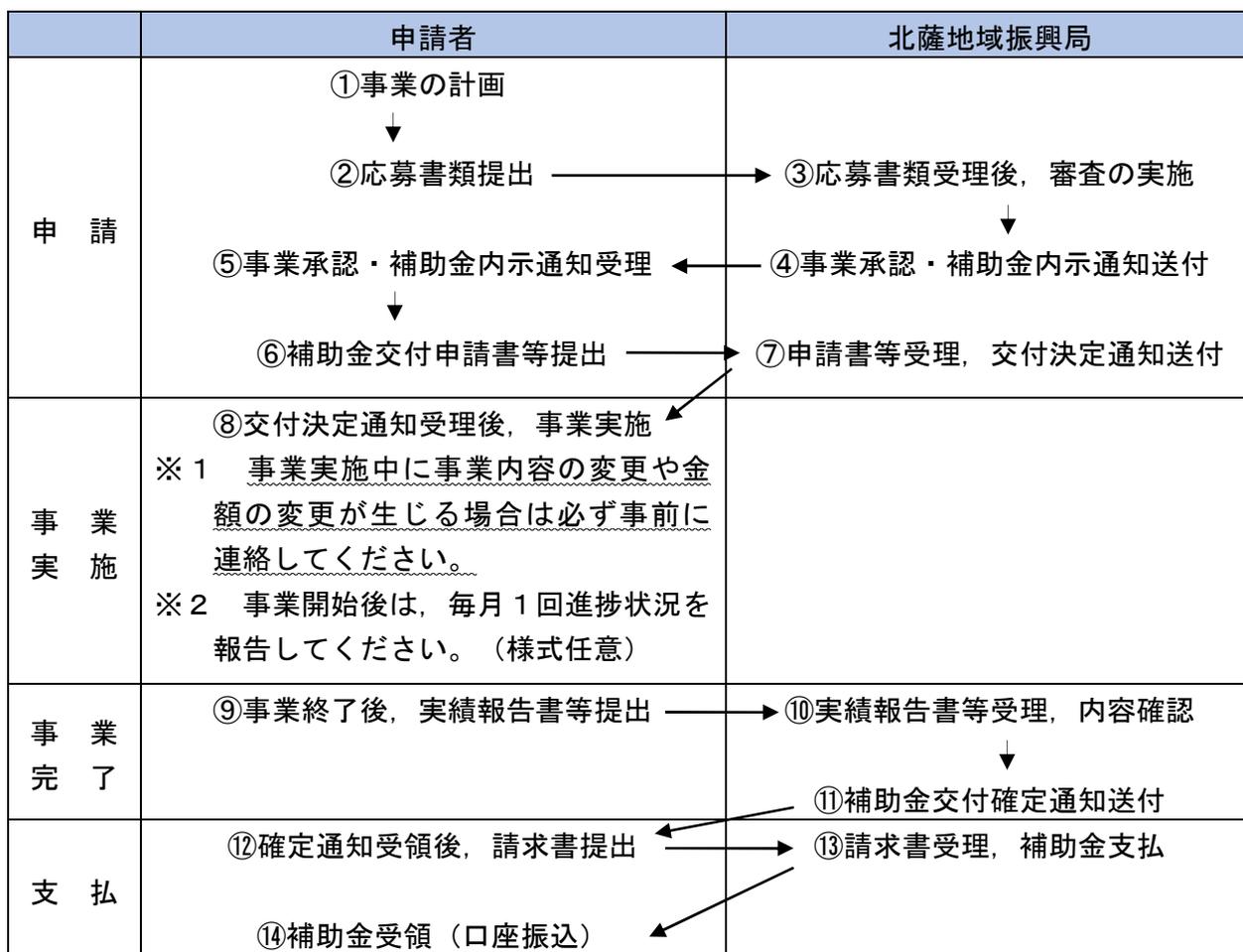
- 立替え払い等による個人への支出
(構成員の私物等を, 補助対象の取組のために購入した場合など)

※ 補助対象となるか疑義のある場合は事前にお問い合わせください。

〈留意点〉

- 補助対象経費は, 補助金の交付決定日から令和8年3月13日(金)までの事業終了日の間に支出した経費とします。
 - 領収書, 明細書がないものについては経費として認められません。
 - 領収者は次の情報が明らかであるものを添付してください。
 - 宛名: 交付決定を受けた団体名
 - 但書: 対象経費であることがわかる品名(「品代として」などは不可)
 - 日付: 交付決定日以降に支出したことがわかる日付
 - 金額: 対象経費の総額
- なお, レシートのみでは対象経費として認められませんので御留意ください。

7 事業の流れ



8 応募期間と応募方法

(1) 応募期間

令和7年8月1日(金)～8月29日(金) (二次募集)

(2) 応募方法

次の応募書類を応募先まで、郵送又は持参により、6部提出してください。

(3) 応募書類

- ア 北薩地域元気応援プロジェクト事業企画書（別記第1号様式）
 - イ 事業企画書（別紙1）
 - ウ 収支予算書（別紙2）
 - エ 事業の実施体制（別紙3）
 - オ 実施者の概要（別紙4）
 - カ 宣誓書（別記第2号様式）
 - キ 添付書類（A4版とし、既存資料で可）
 - (ア) 団体の定款・規約等
 - (イ) 団体の役員名簿
 - (ウ) 前年度の活動実績及び収支決算書
 - (エ) 「県税に未納がないこと」を証明する納税証明書
 - (オ) 実施する事業を理解するため参考となる資料（実施事業のイメージ資料等）
- ※ アからカまでの様式は、県のホームページ（ホーム》地域振興局・支庁》北薩地域振興局》北薩地域元気応援プロジェクト）に掲載していますので御利用ください。
なお、提出していただいた書類は返却いたしませんので御了承ください。

(4) 応募先

鹿児島県北薩地域振興局総務企画部総務企画課地域振興係
〒895-8501 薩摩川内市神田町1-22
電話 0996-25-5107

9 審査・選考方法

補助金の交付対象団体は、応募書類の書類審査（応募要件や必要書類の確認等）で選考・決定いたします。

10 審査基準

審査における基準は次のとおりです。

(1) 目的の的確性

北薩地域 地域振興の取組方針（改訂版）に記載の地域課題や取組方針に沿った事業目的を有していること。

※ 北薩地域 地域振興の取組方針（改訂版）は応募書類様式と併せてホームページに掲載しています。

(2) 事業の実現性

- ・ 事業内容に具体性があり、実現可能であること。
- ・ 事業を実施する上で必要となる手続きや関係者との調整が行われていること。（又は行われる見込みとなっていること。）
- ・ 事業を安全かつ確実に遂行できる実施体制が整っていること。
- ・ 団体等が自主的に取り組み、地域の協力が得られ、かつ、公益的な事業であること。

(3) 事業の妥当性

- ・ 団体等の構成員の相互の利益（共益）などの受益者が特定される事業でなく、事業対象者や受益者が地域住民にとって幅広い対象であること。
- ・ 団体等が地域課題を解決するために、地域資源を十分活用して自主的に取り組み、他地域との交流人口の増加や団体等の育成等が期待できる事業であること。
- ・ 所要経費の積算が、事業内容に対し妥当なものであること。

(4) 事業の継続性

- ・ 団体等が当該事業が一過性の取組ではなく、事業終了後も事業成果を生かして継続して活動や事業を行うことが見込めること。
- ・ 前年度から自主的に実施している事業については、その中で新たな取組が明確になっており、更なる地域活性化が期待できる取組であること。

(例)

- ・ 参加者数●●人、次年度以降も継続して開催し、新たな地域PR活動となる。
- ・ 新商品の次年度販売目標●●個、今後販路を北薩地域だけでなく、地域外にも更に拡大していく。
- ・ 買物弱者への買物支援の取組について、利用者が●●人、実施地域が●●集落。次年度以降も継続して実施し、事業範囲を更に拡大していく。

11 選考結果と補助金の交付

(1) 選考結果

選考結果は、応募いただいた全ての団体等に対して、選考結果通知書（要領別記第3号様式又は別記第4号様式）にて通知します。

(2) 補助金の交付申請

補助対象に選定された際は、要綱に基づき以下ア～クの「補助金交付申請書類」を提出していただきます。

提出された書類に基づき、補助金の交付決定を行います。各種様式は選考結果の通知と併せて送付します。

ア 交付申請書

イ 事業計画書

ウ 収支予算書

エ 事業の実施体制

オ 団体概要

カ 事業主体名義の振込先口座確認書及び通帳の写し

※ 個人口座不可（個人事業主が応募する場合を除く）

キ 課税事業者届出書（課税事業者でない場合を除く）

(3) 補助金の交付

補助金は、申請者からの実績報告等を受けて交付いたします。

12 事業内容または事業費の変更

補助金交付申請書類を提出後、事業内容や事業費に変更が生じる可能性がある場合は、軽微なものであっても必ず事前に連絡をしてください。

13 実績報告等

要綱に基づき、対象となる事業が完了した日から起算して（完了日を含めて）20日後又は令和8年3月20日（金）のいずれか早い日までに、次の書類を提出してください。

各種様式は選考結果の通知と併せて送付します。

- (1) 実績報告書
- (2) 事業実績書
- (3) 収支決算書
- (4) 対象経費の支出内訳明細及び対象経費の領収書の写し

※ レシートのみ又は請求書のみは不可、領収書は①宛名、②但書、③日付、④金額の全てが明記されていること。

※ 対象経費の領収書原本は、事業終了後5年間保管し、県の求めに応じていつでも閲覧に供することができるようにすること。

- (5) 事業実施に関連する写真、チラシ・ポスターなどの資料等
- (6) 事業成果調書

14 補助金の交付

補助金は事業完了後、団体から提出された実績報告に基づいて審査し、対象経費と認められたものについて精算・交付いたします。

なお、交付決定額の2分の1以内の額で概算払いにより交付することができますが、最終的な補助金の額を確定する段階で、補助対象経費が減少した場合は、補助金の一部を変更していただくことがありますので、御了承ください。

15 スケジュール

項目	内容
募集期間	令和7年8月1日（金）～令和7年8月29日（金）午後5時必着
選考結果通知	令和7年9月上旬頃
交付申請	事業承認等通知の翌日以降
交付決定	※ 交付決定後に、事業に着手してください

16 その他

事業の実施で作成するチラシ等の広報資料には、次の記載例を参考に当事業の補助金の助成を受けている旨を記載してください。

【記載例】 この事業は、北薩地域元気応援プロジェクトとして鹿児島県北薩地域振興局から助成を受けています。

17 問い合わせ先

北薩地域振興局 総務企画部 総務企画課 地域振興係

〒 895-8501 薩摩川内市神田町1-22

電話 0996-25-5107

Eメール : kita-sochi@pref.kagoshima.lg.jp